

計画作成年度	令和 6 年度
第 1 回変更	令和 7 年 8 月
計画主体	芳賀町

芳賀町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名 農政課
 所 在 地 芳賀町祖母井 1 0 2 0
 電 話 番 号 0 2 8 - 6 7 7 - 1 1 1 0
 F A X 番 号 0 2 8 - 6 7 7 - 6 0 8 8
 メールアドレス nougyoushinkou@town.tochigi-haga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、カワウ、アライグマ、ニホンザル
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	芳賀町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	水稲、野菜	*	*
ハクビシン	野菜、果樹	3 1 5	7
カルガモ	水稲、野菜	*	*
カラス類	水稲、野菜	*	*
カワウ	—	—	—
アライグマ	野菜、果樹	2	1

* 農地の一部、家庭菜園等の被害があるが、小規模のため、被害面積、金額なし

(2) 被害の傾向

○イノシシ
町内北部では目撃されている。しかし、全体的な被害数は減少傾向にある。
○ハクビシン
町全域で確認されており、果樹の被害や捕獲数が増加している。また、家屋への侵入に対する相談件数も年々増加している。
○カルガモ
町内に多く生息しており、水稲移植時の苗の被害が発生している。
○カワウ
町内の河川において、魚類の食害が発生している。
○ハシブトガラス、ハシボソガラス
野菜だけではなく畜産農家でも被害が発生しており、被害拡大が懸念される。
○アライグマ
町全域において果樹等への被害が増加している。また、今後も被害の拡大が見込まれる。
○ニホンザル
町で目撃情報が増加している。今後も増えることが想定される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	*	*	*	*
ハクビシン	3 1 5	7	2 5 0	5
カルガモ	*	*	*	*
カラス類	*	*	*	*
カワウ	—	—	—	—
アライグマ	2	1	*	*
合計	3 1 7	8	2 5 0	5

* 農地の一部、家庭菜園等の被害があるが、小規模のため、被害面積、金額なし

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、ハクビシン くくりわな、銃器による捕獲 山林の下草刈り（環境整備） カルガモ、カワウ 春季に銃器による捕獲 カラス 年に数回銃器による捕獲	・ 捕獲従事者の高齢化 ・ 捕獲従事者の減少
防護柵の設置等に関する取組	なし	・ 被害が膨大ではない分、山間部のイノシシの出没部分での防護柵設置には至っていないのが現状である。
生息環境管理その他取組	なし	・ 捕獲従事者の高齢化 ・ 捕獲従事者の減少

(5) 今後の取組方針

放任果樹の伐採や耕作放棄地を解消し、獣類を集落に寄せ付けないよう努め、地域住民への被害対策についての啓発を図る。 状況に応じて防護柵の設置を推進していく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

栃木県猟友会芳賀北支部と業務委託契約を締結

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 から 令和9年度	イノシシ	被害状況に応じて、捕獲機材の導入等の対策を講じる
令和7年度 から 令和9年度	アライグマ	被害状況に応じて、捕獲機材の導入等の対策を講じる 町民が捕獲した場合の支援を行う
令和7年度 から 令和9年度	ハクビシン	被害状況に応じて、捕獲機材の導入等の対策を講じる 町民が捕獲した場合の支援を行う

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては被害が拡大する前に、捕獲体制を確立する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	15	15	15
ハクビシン	20	20	20
カルガモ	120	120	120
カラス類	100	100	100
カワウ	5	5	5
アライグマ	30	30	30

捕獲等の取組内容

- イノシシ
通年で山林を中心にくくりわな・銃器による捕獲
- カルガモ、カワウ
春季に銃器による捕獲
- カラス類

年に数回銃器による捕獲 ○アライグマ、ハクビシン 箱わなの無料貸出 被害者自ら捕獲して処分する場合、適切な知識・技術面の支援を行えるよう関係する機関と連携して体制を整備していく。 ○共通 捕獲行為が希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシの捕獲の際に、安全かつ速やかに捕獲止め刺しを行うためライフル銃を使用する必要がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
芳賀町	全ての鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
なし			

5. 生息環境管理のその他被害防止施策に関する事項

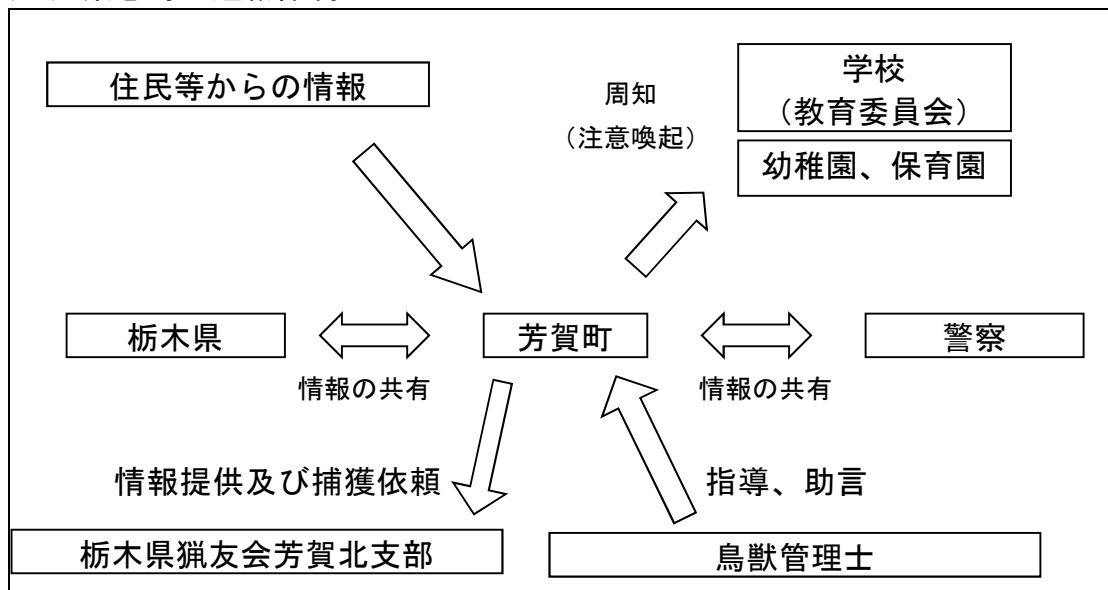
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 から 令和9年度	イノシシ	被害状況に応じて、防護柵の設置を検討する

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
芳賀町	住民からの情報を受け、各行政機関と連絡を取り合うとともに必要に応じて医療機関とも連携し、住民の安全確保に努める。
栃木県	住民からの情報を受け、各行政機関と連絡を取り合うとともに必要に応じて医療機関とも連携し、住民の安全確保に努める。
警察	住民からの情報を受け、各行政機関と連絡を取り合うとともに必要に応じて医療機関とも連携し、住民の安全確保に努める。
栃木県猟友会芳賀北支部	各隊員との連絡を密にし、緊急時の素早い情報提供、対応に努める。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の処理については、鳥獣保護管理法に規定された基本方針等に基づき適切に処理を行う。

イノシシ及びシカについては、原子力災害対策特別措置法に基づく国の出荷制限の対象であることから、自家消費は自粛するよう注意喚起を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	芳賀町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
芳賀町農政課	全体統括、協議会事務局
栃木県猟友会芳賀北支部	鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
鳥獣管理士	鳥獣捕獲活動の指導、助言
はが野農業協同組合	農作物の被害状況の把握、情報提供
栃木県農業共済組合芳賀支所	農作物の被害状況の把握、情報提供
自治会	農作物の被害状況の把握、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
芳賀農業振興事務所	被害防止に関する指導、助言
県東環境森林事務所	被害防止に関する指導、助言
真岡警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
芳賀町教育委員会	学校への注意喚起及び児童生徒への安全対策
芳賀町子育て支援課	幼稚園、保育園への注意喚起及び安全対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置を検討する。

4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後も栃木県猟友会芳賀北支部と連携のうえ被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。
--